

青森県報

号外第五十一号

令和五年
五月八日
(月曜日)

目 次

人事委員会

○人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の一部を
改正する規則……………（事務局）…

人事委員会

人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月八日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―四（感染症等防疫作業手当）の一部を次のように改正する。

附則を削る。

附 則

この規則は、令和五年五月八日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭